

第二回國會議院 財政及び金融委員會會議錄第三十二号

昭和二十三年六月三日(木曜日) 午後一時三十九分開議

出席委員

- 委員長 早稻田柳石・門君
- 理事 塚田十一郎君 理事中崎 敏君
- 理事 梅林 時雄君 理事 吉川 久衛君
- 淺川 三朗君 石原 登君
- 泉山 三六君 大上 司君
- 島村 一郎君 倉石 忠雄君
- 赤松 勇君 川合 彰武君
- 河井 榮藏君 佐藤 誠次郎君
- 田中 繼之進君 八百板 正君
- 金光 義邦君 後藤 悦治君
- 細川 八十八君 井出 太郎君
- 木藤 恒松君 堀江 實藏君
- 河口 陽一君 本田 英作君

出席國務大臣

- 大藏大臣 北村 德太郎君

出席政府委員

- 專賣局長官 原田 富二君

委員外の出席者

- 專門調査員 園地 與四松君
- 專門調査員 氏家 武君

六月一日

製造たばこの定價の決定又は改定に
關する法律案(内閣提出)(第七四号)
同月二日
國有財産法を改正する法律案(内閣
提出)(第七八号)
の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

製造たばこの定價の決定又は改定に
關する法律案(内閣提出)(第七四号)
請願

一 仙台市に東北証券取引所設置促進

第一類第十六号 財政及び金融委員會會議錄 第三十二号 昭和二十三年六月三日

の請願外一件(庄司一郎君紹介)(第
二七号)

二 昭和二十二年賦所得稅更正決定
に對する請願(西四郎君紹介)(第三
二七号)

三 大根占町に元飛行機救難艇墾下の
請願(前田郁君紹介)(第七〇号)

四 官吏の出張旅費規定改正の請願
(坂東幸太郎君紹介)(第七一號)

五 北海道の青果物公認荷受機關に資
金融通の請願(坂東幸太郎君紹介)
(第七八号)

六 静岡專賣支局を静岡地方專賣局に
昇格の請願(岡野繁藏君紹介)(第一
〇〇号)

七 大相撲本場所における入場稅減免
の請願(佐藤誠次郎君紹介)(第一〇
九号)

八 光海軍工廠跡敷地拂下に関する請
願(守田道輔君紹介)(第一二二號)

九 食塩生産の合理化に關する請願
(多賀安郎君外九名紹介)(第一二九
号)

一〇 昭和二十二年分所得稅更正決
定に對する請願(長野長廣君紹介)
(第一五五号)

一一 外國製中古自動車公定價格撤廢
の請願(櫻内義雄君紹介)(第一七〇
号)

一二 大家課稅反對並びに徵稅費引上
に關する請願(大島多藏君紹介)(第
二〇六号)

一三 化粧品に對する物品稅の軽減及
び賦課徵收方法等改善に關する請願
(川合彰武君紹介)(第二一九号)

一四 旧軍港所在の軍用建物等拂下價

格に關する請願(小暮藤三郎君外一
名紹介)(第三二二号)

一五 商業業者に對する租稅軽減の請
願(小暮藤三郎君外一名紹介)(第三
二二号)

一六 福島市に証券取引所設置の請願
(原孝吉君紹介)(第三四一號)

一七 福島市に煙草工場設置の請願
(原孝吉君紹介)(第三四二號)

一八 豊里村に國有林地貸付に關する
請願(小林連美君紹介)(第三四九号)

一九 木製文具並びに事務用品に對す
る物品稅の免稅點設定に關する請願
(池谷信一君外六名紹介)(第三五六
号)

二〇 光海軍工廠跡敷地拂下に関する
請願(守田道輔君紹介)(第三五七号)

二一 昭和二十二年分所得稅更正決
定に對する請願(長野長廣君紹介)
(第三六六号)

二二 大家課稅反對の請願(赤松勇君
外一名紹介)(第四三五号)

二三 同(佐藤誠次郎君外一名紹介)
(第四三六号)

二四 大家課稅反對の請願外一件(佐
藤誠次郎君紹介)(第四七八号)

二五 監査士法制定の請願(青木孝義
君外一名紹介)(第五〇三号)

二六 長岡市に煙草工場設置の請願
(神山榮一君紹介)(第五一二号)

二七 鉱産稅復活の請願(岡田春夫君
外一名紹介)(第五一八号)

二八 陶磁器製タイルの物品稅改正の
請願(早稻田柳石君紹介)(第五
四〇号)

二九 農業金の金融債券補償に關する
請願(伊藤恭一君外一名紹介)(第五
六八号)

三〇 常磐炭鉱に對して過度經濟力集
中排除法の指定を解除する請願(岡
内正一君紹介)(第五七二号)

三一 教育映画のフィルムに對する物
品稅免除の請願(福田繁芳君紹介)
(第五八七号)

三二 ニュース映画及び教育映画事業
に對する映画産業事業資金融資順位
引上に關する請願(福田繁芳君紹介)
(第五八八号)

三三 観光施設に對する産業資金融資
順位引上に関する請願(高橋長治君
紹介)(第五九一號)

三四 企業整備令による合同株式の還
元に関する請願(河野金昇君紹介)
(第六〇六号)

三五 齒製品線附上敷、糸掛上敷及び
菓產長物に對する免稅の請願(多賀
安郎君外九名紹介)(第六二二號)

三六 勤勞所得稅軽減の請願(伊藤卯
四郎君紹介)(第六四六号)

三七 小山町に稅務署設置の請願(山
口好一君紹介)(第六八四号)

三八 庶民銀行設立促進の請願(並木
芳雄君紹介)(第七〇三号)

三九 大家課稅の撤廢並びに軽減に關
する請願(川合彰武君紹介)(第七一
五号)

四〇 所得稅法の一部を改正する請願
(川合彰武君紹介)(第七一六号)

四一 中小企業に對する適正課稅に關
する請願(長野重右門君紹介)(第
七三二号)

四二 勤勞所得稅軽減の請願(吉川兼
光君紹介)(第七三四号)

四三 大家課稅反對の請願外二十二件
(山本幸二君紹介)(第七三七号)

四四 齒科醫師に事業稅課稅反對の請
願(前田正男君紹介)(第七四一號)

四五 煙管に對する物品稅の免稅點設
定に關する請願(笠原貞造君紹介)
(第七六五号)

四六 麻織物消費稅軽減の請願(前田
種男君紹介)(第七六六号)

四七 玩具の物品稅率引下並びに免稅
點引上に関する請願(岡野繁藏君紹
介)(第七七一號)

四八 木製文具並びに木製事務用品に
對する物品稅の免稅點設定に關する
請願(岡野繁藏君紹介)(第七七七号)

四九 醫師に對する事業稅免除の請願
(前田正男君紹介)(第八〇八号)

五〇 矢板稅務署復活に關する請願
(青木孝義君紹介)(第八三九号)

五一 社會保險公費医療報酬に對する
所得稅免稅の請願(苦米地英俊君紹
介)(第八四一號)

五二 社會保險公費医療報酬に對する
所得稅免除の請願(藤三郎君紹介)
(第八四四号)

五三 木製文具並びに木製事務用品に
對する物品稅の免稅點設定に關する
請願(鈴木里一郎君紹介)(第八四五
号)

五四 醫師に對する事業稅免除の請願
(川野芳滿君紹介)(第八六一号)

五五 煙草の賠償價格引上の請願(上
林山榮吉君紹介)(第八七一號)

- 五八 賣上税創設反対の請願(東葉英君紹介)(第九二〇号)
- 五九 中小企業者に対する課税軽減に関する請願(松原喜次君紹介)(第九二三号)
- 六〇 医師に対する事業税免除の請願(坂本實君紹介)(第九二八号)
- 六一 電氣税創設反対の請願(前田榮之助君紹介)(第九一九号)
- 六二 清涼飲料に対する物品税引上反対の請願(中曾根康弘君外一名紹介)(第九四四号)
- 六三 物品税改正に関する請願(岡野繁蔵君紹介)(第九六〇号)
- 六四 静岡城跡下の請願(岡野繁蔵君紹介)(第九六三号)
- 六五 農産物に対する所得税の課税に関する請願(田中松月君紹介)(第九八三号)
- 六六 農家及び中小企業者に対する金融措置に関する請願(田中松月君紹介)(第九八七号)
- 六七 日本樟腦製造株式会社解体の請願(田中松月君紹介)(第九九〇号)
- 六八 賣上税設定反対の請願(笠原貞造君外一名紹介)(第一〇一四号)
- 六九 所得税軽減に関する請願(河合義一君紹介)(第一〇一五号)
- 七〇 三木町に税務署設置の請願(河合義一君紹介)(第一〇三六号)
- 七一 勤労所得税軽減の請願(伊藤卯四郎君紹介)(第一〇四一号)
- 七二 人造バターに対する物品税撤廃の請願(長谷川政友君紹介)(第一〇四八号)
- 七三 助産医療に対する事業税賦課反対の請願(神原亨君紹介)(第一〇六四号)
- 七四 同 福岡昌子君紹介(第一〇六五号)
- 七五 同 最上英子君紹介(第一〇六九号)
- 七六 吉城郡農業会の金融債権を再び旧勘定に移換中止の請願(岡村利右衛門君紹介)(第一〇七八号)
- 七七 医師に対する事業税免除の請願(神原亨君紹介)(第一〇八四号)
- 七八 眼鏡枠に対する物品税免除の請願(坪川信三君紹介)(第一〇八五号)
- 七九 連合軍宿舎のホテルに対する法律第七十一号適用除外等の請願(村上勇君紹介)(第一〇七号)
- 八〇 雪國農民に対する租税軽減の請願外三件(岡司安正君紹介)(第一〇一〇号)
- 八一 農業事業税反対の請願(岡村利右衛門君紹介)(第一一二二号)
- 八二 ホテル事業に対する資金貸出順位引上に関する請願(受田新吉君紹介)(第一一二三三号)
- 八三 廣島市の旧軍用地無償拂下の請願(佐竹新市君紹介)(第一一二三三号)

種 類		名 称		型 式		規 格		単 位		價 格	
口付紙巻	たばこ	朝 日	長さ八五ミリメートル 内周二九ミリメートル	在來種葉たばこを用いた中級品	一〇本	二〇円	同	同	同	同	同
両切紙巻	たばこ	ピース	長さ七〇ミリメートル 内周二六ミリメートル	黄色種葉たばこ三〇%以上を用いた中級品	一〇本	六〇円	同	同	同	同	同
同	同	ハッピー	長さ七〇ミリメートル 内周二四ミリメートル	黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品	一〇本	三〇円	同	同	同	同	同
刻み	たばこ	ききょう	同	黄色種葉たばこ三〇%以上を用いた中級品	一〇瓦	二〇円	同	同	同	同	同
同	同	みのり	同	在來種葉たばこを用いた下級品	一〇瓦	一〇円	同	同	同	同	同
手巻用	刻み	たばこ	のぞみ	黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品	一〇瓦	九円	同	同	同	同	同

政府製造たばこ價格表

財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三條の規定により、政府製造たばこの最高價格を、次のように定める。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

○北村國務大臣 たいだいま議趣となりました製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。昭和二十三年度専賣利益は九百四十三億円を計上いたしておるのでございますが、この利益を捻出したいたすために、政府は自由販賣タバコとして新たに「いこい」「ハッピー」及び「ききょう」を発売すること、自由販賣タバコである「ピース」及び朝日と配給タバコである「きんし」「みのり」及び「のぞみ」を値上げすることといたしまして、この法律案を提出いたしましたのでございませう。自由販賣タバコは御承知のように

浮動購買力を吸収するために賣り出されておるのでございますが、これが價格を決定いたしますときには、國民の負担能力はもちろん、その品質において適正なる價格とすること、やみタバコの防止に役立たせ得る定價とすること等を、十分に考慮する必要があるのでございませう。従いまして、今回提案いたしました自由販賣タバコの價格につきましては、十本分当りピース六十円を最高といたしまして、品質に應じ、光五十円、「いこい」四十円、「ハッピー」三十円、朝日、「ききょう」及び新生二十円の價格構成とすることといたしまして、自由販賣總量の約五割に相当する數量を、三十円以下の價格で自由販賣することといたし、やみタバコの防止に役立たせることにいたしました。配給タバコに比べては、國民生活の安定をはかる必要がございますので、「きんし」「十本当り十一円」「みのり」「十グラム当り十円」のぞみ」十グラム当り九円に、それら値上げする程度に止めることにいたしましたのでございます。

以上のように製造タバコの價格をきめますれば、その賣上げ額は、自由販賣品において八百五十七億円、配給品において二百七十一億円、合計千百二十八億円と相成るのでございませう。その金額比率は、自由販賣品七六%、配給品二四%となるのでございませう。要するに今回の製造タバコの價格改定案は、財政収入確保のためやむを得ざる値上げ案でございまして、政府は國民生活の安定との調和をはかりつつ、専賣利益を確保することを目標にいたしまして、製造タバコの價格をきめたいと考へまして、財政法第三條の規定により、この法律案を提出いたしました次第でございませう。

どうか御審議の上、速やかに御賛成あらんことをお願いする次第であります。

○早稲田委員長 たいだいま御説明を願

いました法案について、質疑に入りた
いと存じます。

○塚田委員 最初にお尋ねいたしたい
のは、提案理由の御説明の中に書いて
あります千二百二十八億円という数字
と、予算に載っております専賣益金の
数字九百四十三億円との食違いが、ど
ういうところからくるのか、その点を
お伺いいたしたいのであります。

○原田(富)政府委員 たいだいまの塚田
さんの御質問にお答え申し上げます。
千二百二十八億円は、製造タバコの政府
の賣渡し代金の総額でございます。そ
れから経費を差引きましたものが専賣
益金になるのであります。その内容
を詳しく申し上げます。これはタバ
コの賣渡し代金のほかに、葉タバコを
輸出したための賣渡し代金であります
が、それとタバコの巻紙が専賣品にな
っております。これも輸出用に賣渡す
ものが少しあるのでございます。これ
をちよつと申し上げますと、タバコの
賣渡し代が、先ほどの一千二百二十八億
円、それに今申しました葉タバコ並び
に巻紙の賣渡し代金が七億円、これを
合わせまして二千三百三十五億円にな
ります。それに対して経費をござい
ますが、これは減價償却とか、資産の
増加というものを差引きました純経費
が百九十二億円でございます。これを
差引きましたものが九百四十三億円
でございます。なお専賣益金は、御承知
のようにタバコのほかに塩、樟腦があ
るのでございますが、塩、樟腦は收支
ほとんどとんとんというので、これ
で九百四十三億円が変るような影響は
ないのでございまして、専賣益金全体
といたしましては、九百四十三億円と
いう計算でございます。

○塚田委員 次に伺いたいしたい点
は、各種類のタバコの製造数量がど
れだけの予定になつておられるのか、それ
からそれらの各種類のタバコに対し
て、政府はどれだけの原価をお考へに
なつておつて、この差額がこの数字に
出てくるのか、その御説明をお願いま
す。

○原田(富)政府委員 たいだいまお尋ね
の問題につきまして、まず製造数量か
ら申し上げます。自由品は二百二十億
本でございます。その内容を申し上げます
と、朝日が八億本、ピースが九十億
本、光が三億本、「いこい」が二十億
本、ハッピーが四十四億本、新生が三
十三億本、「きんし」が二十二億本、
合計二百二十億本でございます。配給
品は「きんし」が百二十八億本、「み
り」が百十二億本、これは一グラム一
本に換算しての数字であります。その
「みり」がやはり同じように換算して
九十九億本、合わせまして三百三十億本
でございます。これは実は製造と申し
ましたが、昨年度に製造いたしました
本年度に賣渡す分、本年度につくりま
して来年度に賣渡す分と入繰りがあり
ますので、これは販賣計画から申しま
した数字でありまして、嚴密な意味で
申し上げますと、製造数量は多少違ひがあ
るのであります。大体において申し
上げました通りであります。

スが四四四十五錢五厘でございます。
これはちよつと附け加えて申し上げます
が、四四四十五錢五厘の原価のもの
を、政府は小賣人に賣り渡すときに、
ピースは今度定価六十円にする案であ
ります。小賣人に賣り渡す場合は、
四分引きで賣り渡すのであります。こ
小賣人に賣り渡す価格は五十七円
六十錢であります。この五十七円六十
錢の原価が四四四十五錢五厘という計
算でございます。新しくつくり出しま
す「いこい」の原価は四四四五厘、ハッ
ピースは三円六十六錢九厘、なお配給品
の「きんし」は三円三十八錢六厘、刻
みの「みのり」が三円三十八錢四厘。
おもなもの以上の通りでございます。

○塚田委員 たいだいまいろいろ伺い
いたしました。おつくりになる原価
と、お賣りになる値段の間の開きが非
常に大きいために、新しいこの値段で
賣出しが始まった場合にも、やはりや
みタバコが相当依然として行われるの
じやないかという懸念を大分もつてお
るのであります。一体政府は現在や
みタバコがどれくらい出ているかとい
う、ごく大ざっぱな数字でもおもちに
なつておられるかどうか。それから今度の
それによつてやみタバコの防止に役立
たせるような値段にしたということ
で、それが相当数量を減らし得る見込
しであるかどうか。その辺をひとつ御
説明願いたい。

をもちまして、非常に努力しなければ
ならぬというところで、最近タバコに關
する防犯組合等の自発的な活動を願つ
ております。その面から大分効果
をあげておられるのであります。な
おこれは法律として御審議を願うこと
になつて、すでに提案したかと思つて
であります。葉タバコの場合に、私
どもの承知している限りでは、多分そ
の割くらのものが流れるのじやな
いかという点でございます。これは正
確な数字は專賣局長官から申し上げます
が、大体の見当で、葉タバコにおい
て一割くらのものが、ひよつとす
と流れるのじやないか。そこにやみの
根拠があり、一つの大きなルートがあ
るといふことを考えましたので、非常
に手数のかかることではございませ
んが、昔やつておつたという方法であ
るところの、一々耕作タバコの枚数を数
えること、葉の数を数えてそれを登録
するといふ制度をとることによつて、
やみを撲滅したいというので、今回こ
れは多分法律案として提案したか、あ
るいは近く提案することになつてお
るのであります。そういうこともすでに計
画は実行することになつておられる
のであります。それから最近相当に方々
の山の中に至るまで、何かさういふ
うなことに對しての犯罪を、かなり手
ごわく検査いたしました。その成績も
相当上つておる。今後このやみタバコ
の撲滅については、一面には専賣收入
を確保するため、一面にはまた流通秩
序を確立するといふ観点から、これを
十分に、徹底的にやりたいと考えてお
る次第でございます。なお具体的なこ
とは專賣局長官からお答えいたします
が、一應私からお答え申し上げます。

○原田(富)政府委員 たいだいまの御質
問のやみタバコの数量の推定につきま
しては、これはほんとうの意味で確実
なもの、なかくとられないのでご
ざいませぬが、やみタバコの一番おも
なものは、現在タバコの耕作者として耕
作したタバコが横流れたとか、
盗まれたとか、あるいはいろいろのこ
とで横流れをした。それが密製造され
て世間に出るものが、量的に申しま
すれば一番多いと思つてございませぬ。
そのほかに密耕作と申しまして、隠れ
てつくつた葉タバコが流れる。そのほ
かに、政府でつくりましたタバコが横
流れをしたということもありましょ
うが、全体の量から申しますれば、私が
最初申しましたタバコ耕作者のタバコ
が、いろいろの原因で流れることが多
いのじやないか。これが大体とれくら
い流れるかという推定でございます。
昨年度全國で四万町歩タバコの耕作を
いたしましたのであります。昨年度の肥
料の狀態や、天候の狀態、作物の肥
からいたしまして、私もは收穫見込
高を立てたのであります。大体全國で
六千万キログラムとれる見込みを立て
たのでございませぬ。反五百五十キロと
いうことではあります。それが實際政府
が買上げましたものが五千七百万キ
ロ、つまり三百万キロちのら見込み
より少かつたのであります。これは見
込みの違ひもありません。その差額だ
けがちよつとやみに流れたということ
は申せませぬけれども、やみに流れ流
れたものが、大体その見当ありせぬ
かといふことが、一應の推定でありま
す。そのほか五分といふことになり
ますが、そのほか先ほど申しました

いろいろのものがやみにいくのでございまして、やみの数が五分から一割程度ということが一應考えられます。このやみに対しまして防止対策として一番いい方法は、タバコの政府で賣出す数量をうんと殖やし、品質も相当のものをつくる。それから價格もなるべく相当のもので出すということ、これが一番根本のものでございます。これは申すまでもないのであります。先ほど大臣から申し上げました通りに、葉タバコ耕作者に対しましては、タバコの葉を教えるとか、またそのほかに責任量目ということをきままして、責任をもつて出していただく。それからいろいろ取締りまたは誘惑防止の方法を、これは専賣局もまたタバコの耕作者も一緒になつて、共同で方法を講じてやる。あるいはまた罰則の強化の点につきましても、これは先般最高の專賣法違反が五百円というものを五万円に法律改正で強化いたしましたのであります。さらにはいろいろの事情から考えますと、やはり体刑の必要があるという事で、現在案を考へて、近く國會に提出する運びになつておる次第であります。そういうふうにしてやみを防止する、また製品のやみに流れるものにつきましても、いろいろの方面から防止対策を強化していくことにいたしております。

なおまた價格の問題でございますが、これは今から申しますと例の新生を四十円にし、ピースを五十円にした去年の十一月というものが、ちょうど葉タバコの收穫をして農家ででき上つたところで、そこで非常に政府のタバコが高くなつたので、やみを多くする原因になつたのではないかと思ひます。

す。價格の点でやみに流れ出ないようにする必要であると思ひます。今回の値上げ案をつくるに際しましても、六十円から十円開きで二十円までずつといくような價格の構成の仕方考えたようなわけでありまして。大体のことは以上でございます。

○塚田委員 次にお尋ねいたしたいのは、反当大体百五十キロぐらいの收量というお話でありましたが、これを耕作者からどれくらいのお買上げになつておるのか、その点ひとつ……

○原田(官)政府委員 二十二年政府がお買上げたものの平均でございまして、これは一キロあたり六十三円でございまして、

○塚田委員 次にお尋ねいたしたいのは、ただいまのお話にもありましたように、葉タバコが相当輸出に向かうというお話があつて、私ももそういうお話をお前から伺つておつたのであります。日本現在の耕作反別四万町歩をもう少し殖やすことによつて、相当さういう面に輸出向きのものをたくさんつくる見通しがありはせぬかと思つてございまして、その辺の見通しをひとつ……

○原田(官)政府委員 葉タバコの輸出の關係をちよつと申し上げますと、大体これは戦前から輸出されておりましたのですが、戦前から輸出されておりました輸出先を申し上げますと、エジプトとドイツであつたのであります。去年あたり出ておりますのはエジプトでございます。エジプトで戦前が一番買つておりましたのが、大体百五十万キログラム程度、あるいは二百万キログラム程度なのです。その程度は向うに向く品ができればできるのじやないかと

いう予想がされるのでございまして。塚田さんのお話のように、耕作反別を殖やしまして、輸出をできるだけ増やすという事は非常に結構なことでありまして、私もできるだけそう考えたのであります。タバコの耕作反別は、一面食糧の増産との関連もありまして、そういう点につきましては農林省方面等と、よく相談して適当にやつていきたいと存じます。

○早稲田委員 ほかには質疑はございませんか。

○中崎委員 ただいまの質疑と関連して、二十三年度の販賣數量を、大体五百三十億本と押えておられるようでありまして、この程度でタバコは一應國民に対しては十分まわるものかどうか。國民の需要はこれだけ程度のものであるかどうかをお伺いしたいと思います。

○原田(官)政府委員 ただいまのお尋ねの点を申し上げます。戦前が一番タバコの賣れました時代の數字を申し上げますと、大体八百億本でありました。これは自由販賣をいたしておつた時代であります。現在の五百三十億本はそれに比へましてもはるかに下まわつておりました。六十六、七パーセントのところでありまして、やはり数量的に足りないと思ひます。なおまた戦前の喫煙者の數と現在のその數では違つておると思ひます。現在の方が殖えておると思つております。その点でなお足らないことは十分私も認めておるところであります。これは戦災でタバコの工場が大分壊失したこと、それから原料が、戦時中耕作を非常に減らしたために、今急に殖やすわけにはまいらないのであります。漸次工場

の復旧もいたしておりますので、向う三、四年には少くも戦前の八百億本には復帰したいと、私も努力いたしておる次第であります。

○中崎委員 今回のタバコの値上げは、國民生活、殊に勤勞大衆に対して非常に大きな負担を課するものであります。一面インフレの現在の状態において、國家財政の需要上まことにやむを得ないとは考へるわけでありまして、タバコをこれほどの値上げをしないでも、殊に配給タバコについても相當の値上げになつておりますが、これによらないで何か他に適當な方法はなかつたかどうかを御説明願ひたい。

○北村國務大臣 きわめてごもつともな御質問でありまして、私も似たしましては他に財源があれば、タバコの値上げはもつと軽減をいたしたい、將來も適當な財源がもし見つかれば、殊に配給タバコの値段は安くしたい、こういう考へをもつておるのであります。それでほかに二、三のことを計画もしたのであります。ちよつとこれがうまくまいりません。結局自由販賣タバコの値段は、相當大幅に上つたという事はお話の通りでありまして、はなはだ遺憾でありますけれども、今の財政の状態ではどうもいたし方ない。將來もし余裕を生じた場合においては、特に配給タバコにおいて、もう少し安く供給できる。それからただいま專賣局長官から申し上げましたように、需要に対して供給の量が大體六割見当ではないかと思つております。これもしかし一方においては食糧政策との關係もございまして、耕作面積を殖やすことはできないというような制約もございまして、あるいはは將

來葉タバコのいいもので安いものの輸入というようなことも考へられないことではない。そういうふうなことを併せて考へまして、供給量を増すこと、それから工場の復旧等によりまして製造能力を増すこと等々から、量が増えれば割合に供給力が増すことによつてコストが下るといふ面も考へられます。そういう面から將來は、できるだけ配給タバコについては安く供給でき、また配給タバコの量を増すことができるように努力はいたしたい、かように考へております。

○中崎委員 今回のタバコの値上げは、新しい賃金ベースが三千七百円程度予定せられておりますが、これの中に織りこまれておるかどうか伺ひたい。

○北村國務大臣 御質問の点は織りこまれておるのであります。配給タバコについては、それから大体たいだいの消費財の統計等から割出して、あるいは正確を欠くかも知れませんが、七割四十分ぐらいが正常ルートならざるものから行はる、その値上りの点、それから現在のマル公の点等々入れまして、これに配給タバコの値上りが家計費に與える影響のウエイトを計算いたしました。そして、そういうものを入れまして大体三千七百円ベースというものを計算の上では出してあります。

○中崎委員 次に、やみタバコのことについては先ほど説明があつたようでありまして、さらにタバコ類似の物質をもつてタバコの中に混入するとか、あるいは形はかえませんがそのまま使つて、そういうものが主として巻タバコとして賣られておるものもあるようであります。こういうものについても

來葉タバコのいいもので安いものの輸入というようなことも考へられないことではない。そういうふうなことを併せて考へまして、供給量を増すこと、それから工場の復旧等によりまして製造能力を増すこと等々から、量が増えれば割合に供給力が増すことによつてコストが下るといふ面も考へられます。そういう面から將來は、できるだけ配給タバコについては安く供給でき、また配給タバコの量を増すことができるように努力はいたしたい、かように考へております。

○中崎委員 今回のタバコの値上げは、新しい賃金ベースが三千七百円程度予定せられておりますが、これの中に織りこまれておるかどうか伺ひたい。

○北村國務大臣 御質問の点は織りこまれておるのであります。配給タバコについては、それから大体たいだいの消費財の統計等から割出して、あるいは正確を欠くかも知れませんが、七割四十分ぐらいが正常ルートならざるものから行はる、その値上りの点、それから現在のマル公の点等々入れまして、これに配給タバコの値上りが家計費に與える影響のウエイトを計算いたしました。そして、そういうものを入れまして大体三千七百円ベースというものを計算の上では出してあります。

○中崎委員 次に、やみタバコのことについては先ほど説明があつたようでありまして、さらにタバコ類似の物質をもつてタバコの中に混入するとか、あるいは形はかえませんがそのまま使つて、そういうものが主として巻タバコとして賣られておるものもあるようであります。こういうものについても

やはり専賣法違反として取締りになる
のかどうか。

○原田(富)政府委員 たいだいまのタバコ類似品についても、専賣法で取締ることになつております。

○中崎委員 大体今のようなのがやみタバコの中での程度の割合を占めるか、大体の推定がありましたらお示し願いたいと思ひます。

○原田(富)政府委員 たいだいまの御質問でございますが、未だそれまでの推定がついておりませんので、なおそういう点をよく調べて、今後適當の機会に申し上げることにしたいと思ひます。

○中崎委員 次にタバコの價格についてでありまして、新生が二十円に引下げられてから非常に賣行きがよくつた。現在の状態から言つて、むしろこれが一部は小賣屋等の手から、多少少レミアムをつけて賣られておるのでないかと考へられるくらいな状態でありまして、一方ビスの値段は五十円であるのかから非常に賣行きが悪い、こういう点から考へて見て、そのビスをさらに十円引上げて六十円にされた。それで新生はそのまま据え置きにして、今後賣行き等の面を考へて見ますと、今後賣行き等の面において、さらにまた一面専賣價格の適正でないために、その安いものについて、この面においてのやみを助長するといふことが考へられるのであります。この点について、これらの値段は今後の見通しにおいて適正であると考へられるかどうか、説明を願ひたい。

○原田(富)政府委員 たいだいまの御質問の價格の問題でございますが、専賣益金の増収をはかるために、相當の値

上げをやむを得ずいたすことにしたのでございまして、私もはお話のようにやみの出ることを非常に心配いたしました。政府のタバコをやみに対抗できるやうになるべく品質の上においても、また價格の引き方、調整においてもいたしたいと思ひます。なるほどお話のようにビスが新生などに比べてまして賣行きが悪いのは事実でございますが、これは今後いろいろのタバコがございまして、價格の純制の点、それからまたいろいろ嗜好の点から申しまして、相當賣れるのではないかと見方もできるのではないかと考へております。また一面私もビスその他の品質につきましても、價格相當のものとして申しますが、できるだけいい品質にしたいといふことを現在も研究いたしております。たとえばビスにつきましては、砂糖を入まして味をやわらかにするといふことを今研究いたしまして、間もなく市場に出ることと思ひます。そういう品質から申しまして、やみに比べて立派な、價格に相當した、いい物を出したいといふことを研究いたしておる次第であります。いろいろ私もとして今後研究すべき点も非常に多いのでございまして、できるだけ研究してまいりたいと思つております。

○堀江委員 「政府製造たばこ價格表」といふのがありまして、財源はこれによつて出ているわけですが、朝日とかビスとかいろいろの大体製造目標を御説明願ひたいと思ひます。

○原田(富)政府委員 先ほど御答弁申上げましたので、速記録の方をばらん願ひたいと思ひます。

○金光委員 法案の成立の關係もあり

ましようが、大体いつころから値上げになりますか。それからもう一つ、葉タバコの値段は、新しい製造原價では一体どのくらいになつておりますか。

○原田(富)政府委員 たいだいま御質問の点については、この値上案が御決定になりましたならば、六月半ば以降、つまり六月十六日から実施するようになつておられると思ひます。なお新しい葉タバコの價格でございますが、これは、目下ほかの農産物價の引上げ等に関連して、同じ程度に改訂をいたしたいと思ひまして研究中で、まだきまつておらない次第であります。

○金光委員 今ビスの製造原價は四円四十五銭であるといふに言われたいと思ひますが、これを計算されたの値段が一キロ当りどのくらいになるか説明を願ひたいと思ひます。

○原田(富)政府委員 これは予算案の中に盛つてあるのでございますが、ただいま持合せがありませんで、この次の機会にお答え申し上げます。

○川合委員 今度新しく出ました、「いこい」とハッピーを、当局から試飲してくれといふのでいたして飲んだのであります。どうもハッピーのこときは三十円の値段に比較しまして、むしろわれわれの飲んだ感じといふものは、新生よりも悪い。また「いこい」のごときも何と申しますか、こくがなといふ感じが得たのであります。これは主観的な点にもよるものであります。同じように試飲した人の印象も、そういうことを言つておつたのであります。われわれのタバコに対する一つの趣味と申しますか、なぜタバコを飲むかといふようなタバコの要素が

あると思ひますが、嗜好に適當する要素の含有量といふものを、ビス以下「きんし」に至るまで述べていただきたいと思ひます。その前に一體そういう嗜好に適當する成分の比率を一體承つて、今度の「いこい」とか、ハッピーといふものについても、お聴かせを願ひたいと思ひます。

○原田(富)政府委員 たいだいまの川合さんのお尋ねに対してお答えいたします。私も新製品をつくり出す際に、葉タバコの種類から考へまして適當な組合せをいたしまして、適當な値段を案として考へるのであります。なか／＼私も考へただけでは、ほんとうに國民一般に合うようなものができないのがかなり多いのであります。ただいまお話がありました「いこい」ハッピーにつきましても、相當の自信と申します。相當の品質として私も考へた次第でございます。これはやはりある期間市場に出まして、いろいろの御批判をいたして、直すべき点は直していきたく存じておる次第であります。

なおまた各品種の内容の葉タバコの用い方等のお尋ねでございますが、大体におきまして適切な品は黄色種に入られて日本でもつくりましたもので、日本の在來種と違ひまして、火力乾燥をしてつくる葉タバコでございます。が、この黄色種の品質のいい物の多い、少いによつて、味のいい悪いがきまると思つておられます。ほんとうの黄色種のいい葉タバコといふものは、日本では遺憾ながら現在のところでは十分にはできません。戦前のようにアメリカから葉タバコを輸入して使いますれば、戦前のようなタバコができるのであります。現在のところはなかなかできないのであります。黄色種の用い方によつて大体適切なタバコの下が

は、黄色種を相當たくさん用いていく。その用いている詳しい割合は、たいだいま持合せがありませんで、別の機会に申し上げるつもりでございます。が、大体そういう標準をやつておるわけでありまして、そのほか香料等によつても相當違ひます。先ほど申した砂糖を少し水に溶かしたものを振りかけてやることによりまして、非常にやわらかな感じになるということもあるのでございます。現在ビスと「いこい」には香料をつけております。

それから刻み品につきましては、大体これは在來の日本の葉タバコからつくつておるのであります。在來の日本の葉タバコの品質のいい物で、刻み方の細い申します。細くてもうできたのがまず一番いいわけでございます。口付きの朝日も、日本の在來の葉タバコを用いてつくつたのであります。葉タバコの品質のいい物を比較的使つたのがいいといふことになつておるのであります。

○川合委員 先ほど金光委員からも質問があつて、葉タバコを値上げするかどうかという問題は、来るべき農産物價改訂とにらみ合わせるというやうな答弁があつたわけですが、私もは必ずや農産物價の改訂があるべきものと信するわけでありまして、そこでも農産物價の改訂があつた際には、必然的に葉タバコの價格の改訂があるべきものと考へるのであります。もしやう

ば、戦前のようなタバコができるのであります。現在のところはなかなかできないのであります。黄色種の用い方によつて大体適切なタバコの下が

いようように考えた場合は、九百億に
がしかの専賣益金に、どの程度の影響
があるかということ、この機会にお
聴かせ願いたいと思ひます。

○原田(富)政府委員 ただいまの葉
タバコの賠償價格の改訂並びに益金の
關係の問題であります、大体物價の
改訂というものが、まだ確定にどの程
度とままつてゐるわけではございま
せんで、はつきりこうだということ
は、もちろん申し上げられないのであ
りますが、大体において七割見当が上
るとか、いふことが言われております
ので、私どもの専賣の經費の点につき
ましても、その程度の經費を見込んで
るのでございませう。なおまたこれは、
予算案を提出いたしました際に御審議
をお願いするのでございませうが、専賣
の經費の中に、相当予備金もつてい
るのでございませう。ほかの七割程度
の引上げがありましても現在のところ
これに應ずる經費は、九百四十三億を
出す益金の經費の中に見込んでゐるつ
りでありませう。大体において変ること
はないものと考へておられます。

○川合委員 専賣當局がかりに賠償價
格の改訂があつても、専賣益金には変
化がないように、あらかじめ準備をし
てゐるということ、私ども敬意を表
します。おそれく他の委員からも質問
があつたところで、その値上げ率か
が、今回の値上げは、その値上げ率か
ら見まして、いわゆる大衆品、殊に配
給タバコの値上げ率が非常に大きいよ
うであります。従つてこれらに關しま
しては、われ／＼は今後幾多の質問申
し上げる点があるのでございませうが、
それにつきましても、朝日からのぞみ
に至る各タバコの本年度の製造計画本

数と、その益金と、現行價格の場合の
益金というよきな資料を、ひとつ出し
ていただきたいと思ひます。

○佐藤(觀)委員 農村に非常に必要
なタバコの率は、量的にどのくらい
になつておられますか。

○原田(富)政府委員 先ほど數字を申
し上げたのでありますが、配給品の
「みのり」の一グラムを、巻の一本に
換算して百二十億本、のぞみが九
十億本、新製品の「ききよう」が二十
億本になつておられます。

○赤松委員 國民生活安定の途をはた
すといふことは、大体今度の其進資金
との比較からいたしまして、嗜好品で
あるタバコはどの程度の比率といふ
ふりにお考えになりますか。

○北村國務大臣 その点について先ほ
どお答え申し上げたのでありますが、
大体三千七百円ペースの決定に當りま
しては、一應の計算をいたしまして、
たとへば家計費におけるタバコのもつ
比重はどれくらいであるかといふこと
を、おおよそ計算の上で出しまして、そ
の中で配給による生活と、しからざる
ものとの割合を——とだけ確率性が
あるかわかりませんが、現在われ／＼
の入手し得る限りの統計を資料といた
しまして、たとへば約七割四分がマル
公ならざるもの、残りがマル公である
といつたような點等を押えまして、生
産量ではそういうものについて配給タ
バコが家計費にもつウエイトを出しま
して、一應はいつておることになつて
おります。

○赤松委員 これは大蔵大臣に聞いて
おきたいのですが、大体マル公ならざ
るものが七四%程度、あとの残りのも
のがマル公だというお話でございまし

たが、昭和二十三年度におきまして
は、この値上げが最後でございませ
うか。たとへば追加予算等もございま
すか。たゞその際にもまたタバコの値
上げといふようなことが問題になる
いけないので、あらかじめ聞いてお
きますが、昭和二十三年度においては
これが最後のものであるかどうか。そ
れからたゞいまの比率といふものは、
これを少しも増していくような計画を
おもちになつておるかどうか、この二
つの點を……。

○北村國務大臣 お答え申し上げま
す。今のところどこまでも健全財政主
義を貫いていかなければなりませんの
で、従つて財政収入は、専賣収入と租
税で賄つていかなければなりません。
ただいま追加予算を出すとか、ある
いは將來どうするかといふふうなことは
今考へておりませう。しかしそれと
絶対にそういうことはしないかと言
われると、どうもそういうことを確約す
るほど、日本の財政状態が健全なも
のではございませんで、私といたしま
しては、そういうことはいたしたくな
いといふように考へております。それ
からさつき申し上げたのでございま
す。これは大衆の嗜好に属するもの
で、すなわち比較的値段の安いもの
で、しかも配給に属するものを、將來
ふやし得る機会にできるだけふやした
い。そうしてそういう方の御負担をな
るべく軽減する方面に努力したい。そ
れから財政収入の關係で余裕があつ
たば、配給タバコの値をまず先に下げる
といふ方法に向いた。こういふよう
な政策をとりたいと思ひておるので
あります。

○佐藤(觀)委員 専賣局長官にお伺
い

しますが、今年度の配給量は、昨年度
に比べてどれくらいふえますか。

○原田(富)政府委員 昨年度は五百億
本でありましたが、本年度は五百三十
億本であります。

○早稲田委員 本日の質疑はこの程
度に止めて次の請願に移りたいと存じ
ますが、御異議ありませんか。

○早稲田委員 本日は請願の審議
を願ひます。日程第一、仙台市に東北
証券取引所設置促進の請願、文書表第
二七号、紹介議員庄司一郎君。

○庄司一郎君 本請願の趣旨のあると
ころをきわめて簡単に御紹介申し上
げます。本請願はさきに第一回國會に
おいて、東北証券取引所設置に關する
請願といたしまして、昨年十二月一日、
參議院商業委員會並びに本會議にお
いて、高橋啓議員の紹介により、また同
年十二月八日衆議院財政金融委員會並
びに本會議において、庄司一郎議員の
紹介により請願、御採択に相なりました
のでございませう。仙台市地方關係者
一同は、はるかに感謝と敬意を表し
て、この次第であります。この上はすで
に証券法も御制定に相なられた今日にお
いて、願わくは東北の産業、經濟、文
化、交通の中心地たる仙台市に、証券
取引所の御設置をなるべく速やかに実
現していただきたい。しこうして証券
の民主化普及のために、また小にして
は東北地方の産業の開發促進の見地よ
り、關係者一同はここに再び本証券取
引所の御設置の速やかならんことを、
本院に對してお願い申し上げる次第で
ございませう。この請願關係者は、仙台
商工會議所会頭、宮城縣有價証券業協

会会長、その他仙台市日本發達電株式
會社東北支店、その他重要な多くの
東北關係の諸會社が連署連名されての
請願でございませう。ここに再び本請願
を御審議の上御採択のほどをお願い申
し上げる次第でございませう。

○早稲田委員 政府の意見を求めま
す。

○北村國務大臣 ただいまの庄司議員
の御發言に對してお答え申し上げたい
のであります。実は不用意に参りまし
て、私答弁の資料がないのであります
けれども、これは御承知の通り、証券
取引委員會がございまして、これが大蔵
省の所管ではあります。一つの外
局的存在としての証券取引委員會とい
うものが、行政官廳の性質をもつてい
るものであります。これに登録をし
て、そうしてこの証券取引所を開設す
るといふことについては、その証券取
引委員會がそのことを決定することに
相なつてゐるのでございませう。す
でにこれは発足いたしました。また事務局
も開設されてゐるのであります。そ
の方と連絡をとりまして、御希望の趣
旨については、われ／＼の方から連絡
をいたします。けれども、實際問題と
いたしましては、証券取引委員會に登
録をするか、あるいは委員會の承認を
経るか、そういうことによつて設立さ
れるはずに相なつております。なお調
査の上で具體的のことを申し上げませ
うけれども、一應できればその方へ御連
絡を願つた方がよいと思ひます。私
の方からも連絡をいたしたいと思ひま
すけれども、直接たゞいま大蔵省の方と
離れておきますので、その点を御報告
申し上げておきたいと思ひます。

○庄司一郎君 ありがとうございます。

た。私の請願はこれで終りたいと思ひます。

○早稲田委員長 次は日程第二、昭和二十二年度分所得税更訂決定に対する請願、文書表第三二二号、紹介議員の亘四郎君の代理として、塚田委員より御紹介を願ひます。

○塚田委員、ただいま議題となりました請願は、昭和二十二年度分所得税の軽減をお願いしたいという趣旨であります。新潟縣の三條市長及び三條市會議長からの請願になつております。この内容は大体たいま申し上げました請願の表題でも十分御了承いただけると存するであります。なおその詳細につきましては書類をこらん願うこととして、政府の方でしかるべきお取扱いをお願いしたいと思います。

○早稲田委員長 次は日程第三、大根占町に元飛行機救難艇拂下の請願、文書表第七〇号、前田郁君の紹介であります。塚田委員より代つて御説明を願ひます。

○塚田委員、ただいま議題になりました請願は、鹿兒島縣肝原郡大根占町に元飛行機救難艇拂下の請願であります。同町にありますが元飛行機救難艇の拂下をお願いしたい。こういう趣旨のものであります。内容については大体請願の表題で御了解願えと存じますから、よろしく願ひます。

○早稲田委員長 次は日程第一四、旧軍港所在地の軍用建物等拂下價格に関する請願、文書表第二二二一号、日程第一五、商工業者に対する租税軽減の請願、文書表第二二二二号、いずれも紹介議員が見えませんが、塚田委員より御紹介をいただきます。

○塚田委員 この請願は横須賀市の旧軍港所在地にあるところの軍用建物の拂下價格に關して、いろいろな事項をもつて政府にお願ひいたしておるのではありません。その詳細は時間の關係申し上げませんが、請願の書類の内容について、御審議の上しかるべく御書廻をお願いしたいと思います。商工業者に対する租税軽減の請願、これは横須賀市横須賀商工會議所会頭村田義雄君よりの請願であります。表題によつて明らかになり、商工業者に対する課税はあまりに過重で負担できない状態であるから、これを御軽減願ひたいという趣旨のものであります。よろしくお取扱いをお願いいたします。

○早稲田委員長 次は日程第二五、監査士法制定の請願、文書表第五〇三号、日程第三七、小山町に税務署設置の請願、文書表第六八四号、日程第四四、齒科医師に事業税課税反対の請願、文書表第七四一、日程第四六、麻織物消費税軽減の請願、文書表第七六六号、日程第四九、医師に対する事業税免除の請願、文書表第八〇八号、日程第五〇、矢板税務署復活に関する請願、文書表第八三九号、日程第五一、社会保険公費医療報酬に対する所得税免除の請願、文書表第八四一、日程第五五、煙草の賠償價格引上の請願、文書表第八七一、日程第五八、賣上税創設反対の請願、文書表第九二〇号、日程第六〇、医師に対する事業税免除の請願、文書表第九二八号、以上を塚田委員より代つて御説明をいただきます。

○塚田委員、監査士法制定の請願であります。これは今般政府側において、公認会計士法というものを御用意になつておるものであります。大

体請願の趣意がこれによつて達せられるものと考へておるものであります。なおこの法案の内容を附屬書類として出してありますから、それらの点について、公認会計士法が上程されまことに、しかるべき政府側の御書廻をお願いいたします。

次に栃木縣下都賀郡小山町に税務署設置に関する請願であります。これは先般栃木縣の氏家町に税務署が設置になりました当時、小山町及び矢板というところに、一緒に設置を願ひたいという陳情があつたように記憶しているのですが、先般は氏家に決定になりましたので、今度小山町にもぜひ設置を願ひたい、こういう意味の請願であります。齒科医師事業税課税反対の請願、これは社団法人奈良縣齒科医師會長よりの請願であります。表題の通りの内容でありますから、よろしくお願ひいたします。

次は麻織物消費税軽減の請願、これは佐々木義彦氏よりの請願であります。表題の通りの内容でありますから、よろしくお願ひいたします。

次は医師に対する事業税免除の請願、これは社団法人奈良縣醫師會長田村貞氏よりの請願であります。表題の通りでありますから、よろしくお願ひいたします。

願、これも表題の通りの内容のものでありますから、よろしくお願ひいたします。

次は社団法人日本商工會議所会頭高橋龍太郎氏よりの請願で、賣上税の創設に對して反対をいたしたい、こういう意味の請願であります。どうぞよろしくお願ひいたします。

次は山口縣醫師會長沢井順一氏よりの醫師に対する事業税免除の請願であります。これも表題の通りの内容でありますからよろしく御審議をお願いいたします。

○北村國務大臣、ただいまの請願の中で、租税關係につきましては二、三の点私より意見を申し上げたいと思ひます。齒科医師並びに醫師より事業税免除について、それから商工業者から租税の軽減について御請願になつておりますが、これらの点につきまして、第一に事業税であります。これは従来は主として商工業者がいろいろの形で税を負担いたしておりまして、自由業に属する計理士、弁護士、あるいは醫師、齒科醫師等の方々には、商工業者の税負担とは違つて、所得税一本でまいつておつたわけでありまして、ところが今回事業税を地方税として創設するということになりました。従つて従来營業税の対象になつておらなかつた原始産業並びに自由業等を対象として租税を起す、こういうことになりましたので、それで弁理士、醫師等の方々、新たに事業税の負担を願う。これを地方税として地方財源に充てるというところになつたのであります。醫師の方々は、特にこれに對して、いろいろものはかけられては困るとい

御陳情は非常に多いのであります。これは一應ごもつともな点もあると思つておりますけれども、ただいま政府の方針をいたしましては、今の事業税の対象の中から醫師を除外するという積極的な理由が非常に乏しい。ごまかいたところに議論をいたしますと、弁護士と医師と同じでないということも言える。医師は往診の義務があるが弁護士にはそういうものはない。お医者さんの方には設備とか薬剤を要するが、弁護士は必ずしもそういうものはないというような点において、多少の違いをつけるというように考へるが及んでもよいのじやないか、こういうふうには考へておられますけれども、今これは税制改革の懇談會等では、まだ地方税についてのこまかいところまで議論が進んでいないと思つております。これはその方の専門の方々のおいでになる懇談會において、御研究願ひたいと思つております。ただいまのところ、これは区分するとしても、なか／＼むずかしい問題でございまして、醫師の方々をこの事業税の対象から除くということは、非常に困難である、こういうふうに考へております。それから、商工業者の税の軽減というものは、これは所得税法の改正とか、あるいは法人税の改正というふうなところによつて、商工業における企業組織が株式会社組織になつておるといふものについては、今回多少軽減できる、あるいは所得税改正が、ある程度は御均霑になるというふうな点もあるかと思つております。事業税の新しい地方税としての賦課が、これはまあ今まで商工業者が割合に対象になり過ぎて、一般自由業がその外にあつたとい

うのが、自由業をおやりになる方も、今度は租税の対象になるということによつて、相対的には多少のバランスがとれるという事で、商工業者に御辛抱を願う。殊に法人組織である場合には、法人税の軽減ということもあるというふうな点において、辛抱願うよりしようがないのではないか、かように考えます。

それから日本商工会議所会頭からの取引高税に対する反対の御請願も、きわめてごもつとも思つておりますけれども、これは何分勤労所得税等を軽減いたしました金額が相当大きくございまして、これをどうして補填するかという問題につきまして、なかなか困難な財政状況でございますために、この税を新たに起して、これで一部を補うということを余儀なくされたわけでありまして、取引高税というものが、必ずしもこれは非常にいい税であるとは考えておりませんけれども、まあきわめて軽度のものであれば、すなわち今研究いたしておりますのは、一段階一%ということを考えておりますので、最高の場合まで考えて総平均いたしますと、おそらく五%以上になることはあるまい、こういう考え方をいたしておるのであります、かような点で、これはまあひとつ御辛抱願うよりしようがないのではないか、かように考えておりました、ただいまこの法案を国会に提出いたそうと思つておるところでございます。この点だけ一應政府の考え方を申し上げまして御了解を得たいと思つております。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○早稻田委員長 それではさよう取計らいます。
本日はこれをもつて散会いたします。
午後二時四十七分散会

昭和二十三年七月二十八日印刷

昭和二十三年七月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局

(第一頁 第十六号)

(四〇三)